

# 一般社団法人土地再生推進協会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人土地再生推進協会と称し、英文では Association of Property Revitalization, APR と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、次世代に良質で有用な土地資産、インフラと自然環境をより多く残していくため、適切な環境保全と経済活動の両立を推進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) 土地・不動産の土壌・地下水汚染、生態系保全、建物の環境リスク等に関する状況の調査、対策、経済価値の評価、確認及び認証等の事業

(2) 上記に関わる支援及びリスク管理商品等の開発及び提供等の事業

(3) 上記に関わる金融商品等の指標作成及びその運用等の事業

(4) 上記に関わる国内外における最新技術・サービス及び法制度等の調査研究等の事業

(5) 上記に関わる教育研修、普及事業

(6) 上記に関わる人材の育成・登録・普及

(7) 上記に関わる損害保険の普及（損害保険にかかる代理業務を含む）

(8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

上記に関わる事業は、日本全国において行うものとする。

(公告)

第4条 この法人の公告は電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載するものとする。

## 第2章 社 員

(入社)

第5条 この法人の目的に賛同する団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

2. 社員となるにはこの法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、納入済みの入会金及び会費は返還されない。

(任意退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して書面により予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(社員名簿)

第10条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(開催)

第11条 この法人の社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、この法人の主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定し、代表理事が招集する。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3. 社員総会の招集通知は、会日より10日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、

理事のうち、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき、1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。なお、社員総会の決議の目的である事項について、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 理事会

(理事会)

第18条 この法人に理事会を設置する。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において当該提案につき、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

## 第5章 役員

(員数)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

3. 代表理事以外の理事のうち、必要に応じて非常勤又は常勤（非常勤を含む）の理事とし

て、専務理事を置くことができる。ここで定めた専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 代表理事、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、社員総会で選任された時から前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第22条 この法人は、代表理事1名を置き、理事会がこれを選定する。

2 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第24条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第26条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免

除することができる。

## 第6章 特別顧問

(顧問)

第27条 この法人に、特別顧問若干名を置くことができる。

2. 特別顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
3. 特別顧問は、重要な事項について代表理事の諮問に応ずる。

## 第7章 会 員

(会員の種別)

第28条 この法人は社員の他に会員組織を構成するものとし、会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人
- (3) 特別会員 この法人と連携し、又はこの法人の活動を支援するために入会した行政機関、非営利法人又は学識経験を有する個人

(入会)

第29条 正会員、賛助会員又は特別会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込まなければならない。

2. 入会は、社員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、代表理事が申込者に通知するものとする。
3. 法人たる会員にあつては、法人としてこの法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、代表理事に届け出なければならない。
4. 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第30条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。
3. 特別会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。

(抛出金品の不返還)

第31条 既納の入会金、会費、賛助会費、その他の抛出金は、返還しない。

(退会)

第32条 正会員、賛助会員及び特別会員は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2. 前項の場合において、未納の会費があるときは、これを完納しなければならない。

(除名)

第33条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づいて、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格の喪失)

第34条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会員である法人が解散したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は被保佐人若しくは被後見人となったとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

2. 会員が1年会費を滞納したときは、会員の資格を停止する。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

第35条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金（以下、単に「基金」という。）の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第36条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第37条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第9章 計算

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、その内容について報告又は承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

従たる事務所を置く場合にも同様とする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の決議を経なければならない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条

第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長は理事会の決議を経て、代表理事が任免する。

4. 事務局の職員は、代表理事が任免する。

5. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第12章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都港区赤坂四丁目9番9号

株式会社イー・アール・エス 代表取締役 広中 良和

東京都千代田区神田多町二丁目11番地

株式会社エンバイオ・ホールディングス 代表取締役 西村 実

東京都港区芝大門二丁目10番12号

システムプラザ株式会社 代表取締役 松下 進

大阪市西区西本町一丁目4番1号

大和不動産鑑定株式会社 代表取締役 八杉 茂樹

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役 二宮 雅也

東京都大田区大森北一丁目 10 番 7—503 号

株式会社 FINEV 代表取締役 光成 美樹

2. この法人の最初の代表理事は、光成美樹とする。

(法令の準拠)

第 5 1 条 この定款に規定のない事項は、法人法及び認定法その他の法令による。

附 則 この定款は、平成 2 9 年 1 月 2 0 日から施行する。